

大規模災害発生時における中村警察署清水警察庁舎代替施設に関する協定書

地震等大規模災害の発生により、高知県中村警察署清水警察庁舎（以下「清水庁舎」という。）が倒壊、水没等してその役割を果たし得なくなつた場合又はその危険性が差し迫っている場合（以下「有事の際」という。）に、土佐清水市消防本部を清水庁舎災害警備本部設置場所として使用することに関し、土佐清水市長（以下「甲」という。）と中村警察署長（以下「乙」という。）との間で次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲は、有事の際に清水庁舎が使用不能となつた場合、次に掲げる施設の一部を乙に使用させるものとする。

(1) 所在地 土佐清水市以布利980番地143

(2) 名称 土佐清水市消防本部

(3) 使用場所 甲が指定する施設

2 乙は、甲の了承を得て、前項に規定する施設（以下、「対象施設」という。）内に、あらかじめ乙が使用する備蓄食料等を保管できるものとする。

（使用期間）

第2条 使用期間は、有事の際、清水庁舎での災害警備活動が不可能となつたときから、災害警備活動が可能となつたときまでとする。

（費用負担）

第3条 対象施設の使用は、有事の際の一時的な処置のため無償とする。ただし、乙は使用を終了した時は、これを現状に復する責務を負う。

（現状回復義務）

第4条 乙は、乙の責に帰すべき事由で対象施設に損傷を生じさせた場合は、現状に回復するものとする。

（管理責任）

第5条 甲は、乙が対象施設を使用するに当たり発生した事故等に対する責任は、一切負わないものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由がある場合はこの限りではない。

（有効期限）

第6条 この協定は、平成29年1月1日からその効力を有するものとし、甲又は乙が協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

（協議事項）

第7条 この協定に定めない事項及び本協定に関して疑義が生じた場合には、その都度甲、乙双方が協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各1通をそれぞれ保有するものとする。

平成 28年 12月 21日

甲 土佐清水市天神町11番2号

土佐清水市長

乙 四万十市右山2034番地17

高知県中村警察署長

